

## 青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(仮称)案の骨子

## 1 条例制定の目的

この条例は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定め、もって児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保することを目的に制定します。

## 2 対象となる施設

保育所 助産施設 母子生活支援施設

## 3 基準(制定の内容)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めます。(主な基準を記載しています)

区分	主な項目	主な内容
助産施設	施設の区分 助産施設の職員 入所させる妊産婦	第一種助産施設と第二種助産施設の定義 第二種助産施設には、医療法に規定する職員のほか、一人以上の専任又は嘱託の助産師を置く 法律に規定する妊産婦を入所させ、なお余裕のあるときはその他の妊産婦を入所させる
母子生活支援施設	設備基準 職員配置 施設長の資格 母子支援員の資格 生活支援の内容 外部評価と結果の公表	母子室には調理設備を設ける 母子室の面積は 30 m <sup>2</sup> 以上 集会、学習等を行う室及び相談室等を設ける 母子支援員、嘱託医、少年を指導する職員、調理員等を置く 母子生活支援施設の職員として三年以上勤務した者 2年に1回以上、資質向上のための研修受講 児童福祉施設の職員を養成する学校等を卒業した者 自立の促進を目的とし、かつ私生活を尊重しながら助言、指導する 定期的に外部の者による評価を受けて、結果を公表する
保育所	設備基準 職員の配置 保育の内容 公正な選考 利用料	面積 乳児室 児童1人につき 1.65 m <sup>2</sup> 以上 ほふく室 児童1人につき 3.3 m <sup>2</sup> 以上 保育室等 児童1人につき 1.98 m <sup>2</sup> 以上 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備える 保育士 0歳児 3人につき1人以上 1-2歳児 6人につき1人以上 3歳児 20人につき1人以上 4歳以上児 30人につき1人以上 厚生労働大臣が定める指針に従う 入所児童を選考するときは、公正な方法により行う サービスの実施に要する経費を勘案し、かつ、家計に与える影響を考慮して定める

## 4 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日を予定